

## 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院宿舎管理規程

平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の宿舎の維持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で「宿舎」とは、法人の円滑な運営に資する目的で、職員及び主として職員の収入により生計を維持する者を居住させるため、法人が供する建物（附属する設備及び駐車場を含む。）をいう。

(宿舎の貸与を受けられる職員)

第 3 条 宿舎の貸与を受けられる職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 医師及び歯科医師
- (2) 保健師、助産師、看護師及び准看護師
- (3) その他法人が特に認めた職員

2 前項第 1 号に掲げる職員は、原則として宿舎に入居するものとする。

3 第 1 項第 2 号に掲げる職員は、次の各号に掲げる職員を除き、原則として宿舎へ入居するものとする。

- (1) 自宅（賃借料を支払う住居を除く。）からの通勤が可能な職員
- (2) 同居人がいる職員

4 第 2 条に規定する主として職員の収入により生計を維持する者と宿舎に同居できる職員は、第 1 項第 1 号に掲げる職員及び法人が特に認めた職員とする。

(貸与の届け出)

第 4 条 宿舎の貸与を受けようとする者（以下「届け出者」という。）は、所定の用紙により法人に貸与の届け出をしなければならない。

(貸与の許可)

第 5 条 法人は、前条に規定する届け出があった場合において、宿舎を貸与することが適当であると認めたときは、貸与を許可する。

(転居命令)

第 6 条 法人は、宿舎の管理上又は法人の運営上必要と認めるときは、入居者に転居を命ずることができる。

(貸与の許可の取消し)

第7条 法人は、宿舎の管理上若しくは法人の運営上必要があるとき又は入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、宿舎の貸与の許可を取り消すことができる。

- (1) 宿舎の賃借料を滞納したとき。
- (2) この規程又は宿舎の管理についての指示若しくは命令に違反したとき。
- (3) その他法人が宿舎の貸与につき不相当と認めたとき。

(賃借料)

第8条 宿舎の賃借料は、月額とし、別に定める。

(賃借料の徴収)

第9条 賃借料は、入居者の給与から控除するものとする。

(宿舎の明渡し)

第10条 入居者が第7条の規定により宿舎の貸与の許可を取り消されたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、その入居者又はその同居人は、遅滞なく、宿舎を明け渡さなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 職員でなくなったとき。
- (3) 貸与を辞退したとき。

(明渡しの猶予)

第11条 入居者が前条の規定により宿舎を明け渡さなければならなくなった場合において、その入居者又はその同居人は、その該当することとなった日から10日以内に宿舎を明け渡すことができないときは、明渡しの予定日を定め、その理由を明らかにして、法人に明渡しの猶予の届け出をしなければならない。

2 前項の規定による届け出があったときは、法人は、その理由がやむを得ないと認める場合に限り、明け渡すべき日を指定して、これを許可することができる。

(退去の届け出及び検査)

第12条 入居者又はその同居人は、第10条の規定により宿舎を明け渡そうとするときは、法人に宿舎退去の届け出をしなければならない。

2 入居者は、宿舎を明け渡すときは、宿舎を原状に回復し、法人の検査を受けなければならない。

(適正な管理)

第 13 条 入居者は、宿舎を適正に管理し、正常な状態に維持しなければならない。

2 法人は、適正な管理のため必要と認めるときは、入居者の同意なく、宿舎への立入検査を行うことができる。

(滅失等の届け出)

第 14 条 入居者は、宿舎を滅失し、又は毀損したときは、直ちに法人に届け出なければならない。

(原状回復等)

第 15 条 法人は、前条に規定する届け出があった場合において入居者が適正な管理を怠ったと認めるときは、入居者に宿舎を原状に回復させ、又はこれに要する費用を弁償させるものとする。ただし、情状によりこれを減免することができる。

(法人の負担)

第 16 条 法人は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 宿舎の共用に供する部分の維持管理に要する費用

(2) 経年劣化、天災、事変その他入居者の責に帰することができない理由により宿舎が滅失し、又は毀損したときの原状回復に要する費用

(修繕を要する箇所の報告)

第 17 条 入居者は、前条の規定により法人の負担において宿舎の修繕等を要すると認められるときは、法人にその旨を報告しなければならない。

(入居者の負担)

第 18 条 入居者は、退去時の清掃に要する費用その他入居者が負担することが相当と認められる費用を負担するものとする。ただし、法人が特に認めるときは、当該費用の全部又は一部を法人が負担するものとする。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、宿舎の維持及び管理に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。